特集 3

韓国の経済格差拡大と非正規労働問題

はこた のぶこ 横田 伸子 ●山口大学大学院東アジア研究科・教授

1. 2012 年大統領選挙の焦点 —経済格差の拡大と経済民主化

2012年12月19日に行われた韓国の大統領選挙では、保守と目されるセヌリ党の朴槿恵氏と、革新を代表する民主統合党の文在寅氏の一騎打ちとなり、得票率51.6%で朴氏が、同48.0%の文氏を破り接戦を制した。しかし、保守と革新に色分けされながらも、両氏の選挙公約では政策上の違いがそれほど浮き彫りにならなかった。とくに、李明博政権の5年間でかつてないほど拡がった経済格差を解消するために、両候補とも、「経済民主化」を韓国社会が直面する焦眉の課題に挙げた。経済民主化とは、これまでの財閥偏重政策を転換し、富の分配を公正にしようとする政策を指す。

周知のとおり、韓国は、1960年代以降、財閥を中心とする輸出指向型経済発展戦略によって、「漢江の奇跡」と呼ばれる驚異的な経済発展を遂げ、第2次オイルショックと1998年の「IMF経済危機」を除けば、現在に至るまで順調に経済成長を続けてきた。この結果、1970年にGDPが81億ドル、一人当たりGNIが253ドルに過ぎなかった韓国の経済規模は、2010年にGDPが1兆145億

ドルで世界14位、一人当たりGNIは1万9,890 ドルにまで拡大した。とりわけ、開発当初、日本 のキャッチ・アップを目指した輸出産業は、1998 年のIMF経済危機を克服する過程で、電気機器、 半導体、自動車などの分野で、サムソン電子や現 代自動車などの財閥系企業が日本企業を凌駕する までになった。

このように、世界有数の輸出企業を後押しして 輸出を伸張させることによって経済を底上げしよ うとする輸出立国成長戦略は、李明博政権下で拍 車がかかった。元々財閥系大企業の現代建設のト ップとして立志伝中の人物であった李明博大統領 は、2008年のリーマンショックからの経済再生を 図るため、法人税減税や出資規制緩和などの財閥 支援策を矢継ぎ早に打ち出した。とりわけ、他国 に先駆けてのEUやアメリカとのFTA締結は、 財閥系大企業の輸出収益を大幅に増大させるのに 役立った。しかし、2011年11月に野党の反対を押 し切って批准した韓米FTAに対しては、韓国国 内で反対運動が大々的に展開された。つまり、 「FTAの恩恵を受けたのは一握りの財閥系大企 業に過ぎず、むしろ、中小商工業者や農業は大き な打撃を受け、その上、良質な雇用は創出されず、 経済格差は拡大の一途をたどっている(『毎日労

働ニュース』2011年11月25日付) | 現実に対する 国民の不満が、韓米FTA反対運動となって爆発 したのである。

経済格差の拡大

韓国における財閥への富の集中はすさまじい。 2011年の韓国10大財閥グループの総売上額は946 兆1千億ウォンで、これは、同年の韓国のGDP 1,237兆1千億ウォンのじつに76.5%に当たる。 しかも、10大財閥グループの売上額がGDPに占 める割合は、2002年の53.4%から2008年に63.8% に上昇した後、李明博政権の3年間で一気に23ポ イントも高まり、経済や富の財閥への集中度が急 速に高まったことがわかる。なかでも、韓国第1 位の財閥 サムソングループの売上額は270兆8千 億ウォンで、GDPの21.9%にも至っている (『聯合ニュース』2012年8月27日付)。

こうした財閥への経済や富の集中と表裏一体の 関係で、韓国では、1998年のIMF経済危機以降、 経済格差が急速に拡大している。所得不平等度を 表すジニ係数は、1997年に0.264であったのが、 1998年に0.293に急上昇し、2000年代半ば以降も 顕著に上昇し続け、2009年には0.320にまで達し ている(韓国統計庁KOSIS)。加えて、2006年 の国税統計年報によれば、韓国の所得上位1%が 所得全体の16.6%を占め、OECD諸国ではアメ リカの17.7%に次いで高い。これは、韓国の貧富 格差の激しさを示し、2006年時点ですでに、韓国 は所得不均衡がそれほど深刻ではないという一般 的な認識を覆すことになった。

しかし、より注目すべきは、賃金労働者間での 賃金格差の拡大である。すなわち、韓国統計庁の 経済活動人口付加調査によると、賃金総額の上位 10%と下位10%の賃金格差は、2010年8月で5.14 倍だったのが、2012年8月には5.71倍と賃金不平 等度が大きく増大した。この賃金不平等度は、O ECD諸国でメキシコ、アメリカと並んで最高水 準である。これはまさに、非正規労働者をはじめ とする「周辺労働者」と、財閥企業などの大企業 男性正規労働者を典型とする「中核労働者」との 格差拡大と言い換えてもよいだろう。

このように急激な経済格差拡大の中で、2011年 9月にアメリカ・ウォール街に端を発し世界中に 広がった、「反格差」を訴えるオキュパイ運動は、 ソウルでは、若者や周辺労働者を中心に数千人規 模の集会に発展した。ここで周辺労働者とは、全 賃金労働者の約半数を占め、低賃金、長時間労働、 不安定雇用を特徴とする非正規労働者だけでなく、 中小零細企業労働者や、就業者の約30%にも及ぶ 都市零細自営業者を加えた層である。彼らの間に は絶えず交流・循環関係があり、渾然一体となっ て膨大な都市下層を形成している。周辺労働者は、 低・不安定所得及び不安定就労に加え、労働法や 社会保障制度、労働組合の保護からも排除されて いる点で、経済格差を社会的格差問題へと深化さ せている。次節では、韓国の周辺労働者、ことに 非正規労働者の実態について詳述したい。

韓国における 非正規労働者の実態1

韓国の非正規労働者の実態を、2012年8月の 「経済活動人口調査」及び「経済活動人口付加調 査」から考察してみたい。まず、非正規労働者の 規模を推計すると、賃金労働者の約半数の47.5% が非正規労働者で、日本の35.1%と比べても12ポ イントも高い²。男女別でみると、男性の38.8%、 女性の59.2%が非正規労働者で、女性の非正規比 率が20ポイント以上も高く、正規一非正規労働者 構成におけるジェンダー構造が見て取れる。

次に、韓国の非正規労働者の労働条件を見てみると、労働時間の長さが顕著である。日本の非正規労働者の過半数が短時間パートであるのとは裏腹に、韓国の非正規労働者の週当り平均労働時間は、男女ともに正規労働者のそれより2~3時間以上も長い。

また、2000~2012年の正規労働者の月平均賃金 を100.0とした時、非正規労働者の対正規労働者 賃金比率は、2000年の53.5から2010年の46.8へと 一貫して減少し、両者の格差拡大傾向がわかる。 それは2012年で49.6と若干縮小するが、非正規労 働者の月平均賃金は依然として正規労働者の半分 にも満たない。さらに、平均賃金が法定最低賃金 に満たない労働者の割合は、正規労働者は2.3% に過ぎないが、非正規労働者は21.5%も存在し、 非正規労働者の貧困が顕わである。しかも、最低 賃金に達しない割合が男性非正規労働者は12.5% であるのに対し、女性非正規労働者はその約2.5 倍の30.6%にも及んでおり、女性の貧困化はきわ めて深刻である。こうして、韓国の非正規労働者 は、正規労働者と比べて低賃金・長時間労働と特 徴づけられ、両者の格差はこの間ずっと拡大して きたことがわかる。

しかし、韓国の非正規労働者と正規労働者の格差は労働条件にとどまらない。重要なのは、多くの非正規労働者が労働法や社会保障制度、労働組合の保護から排除されている点である。韓国では、安定的に雇用されて初めて、社会保障制度に包摂され、労働組合の保護を受けられるため、不安定雇用は、これらの社会的排除を引き起こす主要因となる。というのは、韓国の社会保障制度は社会保険と法定企業福祉の比重が圧倒的に大きく、所得断絶の可能性が高い不安定就労者は社会保険制度の死角地帯におかれる可能性が高いからである。また、韓国の労働組合は、大企業正規労働者の企業別労働組合が主体であるため、零細企業を中心

に分散して存在し、職場を転々と変わる不安定就 労者が労働組合に組織されるのは困難である。

では、韓国の非正規労働者の内部構成を詳しく 見てみよう。韓国の非正規労働者のうち、もっと も大きな比重を占めるのが一般臨時職である。韓 国の非正規労働者の32.8%、つまり3人に1人が 一般臨時職ということになる。一般臨時職の定義 は、「雇用の期限の定めのない労働者であっても、 現在の職場で将来、長期的に働き続けることが保 障されない、雇用が不安定な労働者」である。こ れは、先進国の今日的な雇用契約において、不安 定な雇用類型であった期限の定めのない雇用契約 が、解雇規制の導入によって、長期雇用が保障さ れる契約の典型として意味の反転が起こったのと は対照的である。それは、韓国では、勤労基準法 に定められた解雇規制が従業員5人未満の事業体 では適用除外になっており3、 普くその効力を発 揮しえないからである。実際、一般臨時職の 35.1%が5人未満の事業体に集中しており、零細 企業に偏在している一般臨時職に対して、解雇規 制を適用しなかったり、雇用契約を明示的に示さ ないことは法的に認められており、この結果、そ の雇用はきわめて不安定にならざるを得ない。必 然的に、雇用保障が脆弱な一般臨時職は、企業へ の定着性が低く、頻繁に労働移動を繰り返す。一 般臨時職がその約3割を占める韓国の非正規労働 者は、職場間移動だけでなく、失業者、非労働力 人口とワーキング・プアの間を行ったり来たりす る度合いが高い。一般臨時職のほかに、解雇規制 の適用除外となったり、あるいは勤労基準法自体 が適用されない非正規労働者は、臨時パート、 日々雇労働者、特殊雇用、家内労働で、非正規労 働者の64.4%にも上っている。

これに加えて、社内下請や社外請負、派遣など の間接雇用の急増が最近、指摘されている。請負 元と請負先企業の間で使用者責任が曖昧なため、

これらの労働者の多くも労働法の保護から排除さ れていたり、使用者の脱法行為に曝されている場 合が多い。しかし、その正確な規模の把握は困難 である。ここでは、急速に増大している間接雇用 の考察は、韓国の非正規雇用の実態を把握するの に不可欠であるという点を指摘するにとどめたい。

一般臨時職に次いで割合が大きい非正規雇用形 態は、期間制雇用の24.2%である。期間制雇用は、 先進国では有期雇用として雇用の不安定性を条件 づける働き方である。しかし、韓国的な雇用契約 の脈絡では、雇用の期限の定めがあるということ は、期限の定めはなくとも不安定雇用である一般 臨時職とは異なり、期間中の雇用が保障されてい る分、逆に雇用の安定性が増すという逆説的意味 を持つ。さらに、2007年7月に施行された非正規 職保護法は、期間制雇用の解雇制限や労働条件の 書面明示義務を厳格に定め、その雇用保障を強化 した。非正規職保護法の解雇制限もまた、従業員 5人未満の事業体に対しては適用除外となってい る。しかし、一般臨時職の5人未満零細企業比率 が高いのとは対照的に、期間制雇用のそれは 13.9%に過ぎず、逆に、従業員規模100人以上の 事業体に従事する比率は21.7%に及び、これは一 般臨時職の4.0%の5倍以上である。ここから、 期間制雇用に対しては解雇制限がかなりの程度効 力を発揮していると言える。期間制雇用が相対的 に雇用の安定性が高いのは、その比較的高い専門 性や技術・熟練に因るだけでなく、IMF経済危 機以前に正規雇用だったのを非正規雇用に転換し た職種が多いからである。言わば、非正規職保護 法は、IMF経済危機で社会問題化した非正規労 働問題の上澄みだけをすくったに過ぎない。

最後に、雇用の不安定性によって規定される、

韓国の非正規労働者の社会保障制度の適用率及び 労働組合への加入率を、正規労働者と比較してみ よう。正規労働者の社会保障制度への包摂と、非 正規労働者の社会保障制度からの排除が一目瞭然 である。正規労働者の国民年金や雇用保険など社 会保険の適用率は80~90%台なのに対し、非正規 労働者は30%台で、一般臨時職では10~20%台で ある。但し、期間制雇用は例外的に60~70%台で ある。

また、労組加入率はどうだろうか。1987年の労 働者大闘争以降、韓国の労働運動の戦闘性と要求 貫徹力の強さはつとに知られてきた。しかし、そ の主力は大企業男性正規労働者による企業別労働 組合で、大部分の非正規労働者は労働運動から排 除されている。それは労組加入率によく表れてい る。正規労働者の労組加入率は20.1%なのに対し、 非正規労働者のそれはわずか2.0%に過ぎない。 とくに、雇用が不安定で労働力の流動性が高く、 零細企業に分散して存在する一般臨時職の労組加 入率はもっと低く1.0%である。

韓国の賃金労働者の約半数を成す非正規労働者 の多くは、雇用の不安定性に規定されて、正規労 働者と比べて労働条件だけでなく、法・制度及び 労働組合への包摂においても大きな格差が生じ、 IMF経済危機以降それが急激に拡大してきた。 これに中小企業労働者や就業者の約3割を占める 都市零細自営業層、失業者、非労働力人口などを 含めた周辺労働者が膨大に存在するのが韓国の労 働社会の現状である。窮地に立つ周辺労働者の切 実な声こそ、大統領選挙で格差解消と経済民主化 を韓国社会の喫緊の課題として浮上させ、すべて の候補に福祉国家構築の必要性を強く認識させた のである。

- 1. 韓国の非正規労働者の実態について詳しくは、拙著『韓国の都市下層と労働者―労働の非正規化を中心に』 (2012 年、ミネルヴァ書房)を参照のこと。
- 2. 2012年の韓国の非正規労働者の規模については、統計庁が全賃金労働者の33.3%と推計しており、政府と労働組合の推計値では14.2ポイントもの大きな差がある。本稿では、雇用形態だけでなく、正規労働者との処遇差別や法・制度からの排除の有無も勘案して非正規労働者を定義している韓国非正規労働センターの分析と分類を採用した。非正規労働者の規模推計をめぐる論争については、上掲拙著を参照されたい。
- 3. 韓国では労働基準法を勤労基準法といい、勤労基準法に定められた、解雇規制、労働時間及び休暇、就業規則、 法令要旨等の掲示、労働委員会への損害賠償の請求の規定は、従業員5人未満の零細企業には適用されない。

次号の特集は

「セクシュアル・ハラスメント(仮題)」です。